

田中正造記念賞の応募者を募集します

田中正造翁没後百年顕彰事業の一環として、「環境問題の先駆者としての田中正造翁」の偉業を称え、生活環境の保全や自然環境保護活動に積極的に取り組み、顕著な成果を挙げた団体を表彰します。



▶表彰の種類

佐野市長賞を授与するほか、環境省および栃木県の承認をいただき、環境大臣賞および栃木県知事賞を授与します。

受賞者には表彰状および副賞（賞金および記念品）を贈ります。

表彰の種類	表彰の数	要件
環境大臣賞（賞金 30 万円）	1 団体	全国の応募者を対象とします
栃木県知事賞（賞金 20 万円）	1 団体	栃木県にゆかりのある応募者（次のいずれかに該当するもの）を対象とします ①栃木県内の団体 ②県外の団体のうち、主な活動場所が栃木県の団体
佐野市長賞（賞金 10 万円）	3 団体	栃木県内の応募者を対象とします

▶**表彰の対象** 次の内容の普及啓発、また実践活動などに積極的に取り組み、著しい成果をあげ、特にその功績が顕著であると認められる団体とします

- ①生活環境の保全…大気環境の保全、水環境の保全
- ②自然環境保護…森林の保全、里地・里山の保全、農地の保全、水辺環境の保全、生物多様性の保全（希少動植物保護、外来種対策）

▶**応募方法** 6月28日（金）までに、環境政策課に用意してある所定の応募用紙（市ホームページからダウンロード可）に必要事項を記入し、直接または郵送でお申し込みください。なお、応募には団体の所在地の自治体の推薦書が必要になります。詳しくは、市ホームページをご覧ください

▶**選考方法** 選考委員会を設置して受賞者を選考します

▶**選考結果** 8月下旬に受賞者を決定します

▶**表彰** 受賞者は、10月12日（土）の「（仮）田中正造翁没後100年記念祭」の際に、表彰します

■問合せ 環境政策課（田沼庁舎本館1階） ☎（61）1155

児童手当の「現況届」と「所得審査」について

【現況届】

児童手当制度では、毎年6月に「現況届」を提出していただき、引き続き支給できる要件を満たしているか確認します。現況届が必要な方には6月上旬に案内通知を郵送しますので、6月中に届け出をしてください。この届け出をしないと6月分以降の手当が受けられなくなります。

詳しくは郵送される案内通知をご確認ください。

【所得審査】

提出いただく「現況届」に基づき、所得審査を行います。

受給者の前年中（平成24年中）の所得で審査し、所得制限限度額以上の場合には、年齢区分に応じた児童手当は支給されませんが、児童1人当たり月額5,000円が支給されます（特例給付）。

※所得の申告が必要です。まだお済みでない方は、早急に申告をしてください

※所得額が所得制限限度額（右表）を超える場合でも、児童手当法による控除により限度額内になる場合もあります

【所得制限限度額】（平成25年度）

扶養親族等の数	所得制限限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円
6人以上の場合	1人増えるごとに38万円加算

■問合せ こども課（東仮庁舎事務棟2階） ☎（20）3023

5月12日は「民生委員児童委員の日」です
 民生委員児童委員をご存じですか？

民生委員児童委員のお仕事紹介

- ・ 地域の人々の生活状態を把握し、援助を必要とする人の情報を収集します
 - ・ 生活上の問題を抱える人の相談に応じ、助言や援助をします
 - ・ 地域の人々へ社会福祉の制度やサービスに関する情報提供をします
 - ・ 相談者の状況に応じて、専門的な支援が受けられるよう市や専門機関へのパイプ役になります
 - ・ 市や社会福祉協議会などの福祉に関する業務に協力します
- こどもに関する相談は「主任児童委員」もお受けします。民生委員児童委員をサポートするため、市内で30人が活動しています。
- 民生委員児童委員は地域から推薦を受けている「身近な相談相手」であり、無報酬のボランティアです。「社会福祉」の範囲内の依頼を心がけましょう。

■問合せ 社会福祉課(東仮庁舎事務棟1階) ☎(20)3020

参考にしてください。本市の公示価格

地価公示価格は、土地鑑定委員会が公示する標準地の正常な価格（1㎡当り）です。
 この制度は、皆さんに土地の正常な価格を知っていただき、土地取引の目安にさせていただくものです。
 また、公共事業用地の買収価格の規準にもなります。
 本市の標準地（40カ所）の価格は次のとおりですので参考にしてください。

No.	標準地の所在	1㎡当りの価格 (円)
佐野 -1	天神町字大門東 804 番 5	41,000
-2	寺中町字笠内町 2438 番 1	32,500
-3	植野町字上台町 1954 番 3	41,300
-4	植上町字新屋敷町 1779 番 2 外	37,500
-5	高萩町字天神前 1111 番 24 外	35,800
-6	浅沼町字村東 293 番 2	37,700
-7	犬伏上町字宿南 1859 番 4 外	34,800
-8	中町字田中前 617 番 3	22,300
-9	若松町字城山東 446 番	35,400
-10	堀米町字菊川 3653 番外	34,900
-11	奈良洲町字中町 324 番 14	34,700
-12	葛生西 2-3-28	20,300
-13	若宮上町字若宮上 14 番 24	39,200
-14	富岡町字北屋 57 番 2	36,200
-15	高萩町字屋敷東 1222 番 9 外	39,700
-16	堀米町字小屋街道 617 番 15	35,000
-17	植下町字若宮町 540 番 3 外	36,200
-18	堀米町字安良町上南 57 番 2	32,900
-19	米山南町字米山東 51 番 6	34,800
-20	石塚町字西原 2416 番 9	26,600

No.	標準地の所在	1㎡当りの価格 (円)
-21	栃本町字二通 1183 番 6	19,500
-22	閑馬町字春高 2462 番 1 外	8,200
-23	小見町字飯玉 702 番 2 外	28,700
-24	田沼町字元屋敷 1296 番 3	29,700
-25	栃本町 2487 番 3	30,800
-26	栃本町字三通 1544 番 3	32,900
-27	鉢木町 12-3	25,500
-28	並木町字堀之内 525 番 1 外	19,600
-29	富士町字馬場 189 番	18,500
-30	馬門町字前原 1631 番 1	24,300
-31	戸奈良町字羽室 857 番 1	16,700
-32	中町字堀ノ内 868 番 2 外	11,200
5-1	伊賀町字百石町 708 番 9	47,200
5-2	若松町 24 番	62,300
5-3	大祝町字大工町 2316 番	41,900
5-4	大橋町字大木下 1377 番 1 外	34,100
5-5	赤坂町 973 番 9	41,300
9-1	栄町 12 番 1	19,300
9-2	大橋町 3204 番 4	23,000
9-3	下羽田町字新田 2006 番	16,800

■問合せ 用地課 ☎(61)1169